

平成23年度 健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

1. 公表の目的

平成20年度4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率等(財政の健全性を判断する指標)を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

健全化判断比率の4指標のうち1つでも早期健全化基準を超えると、自主的な改善努力による早期健全化を図らなければなりません。また、財政再生基準を1つでも超えると、国等の関与による確実な再生を進めなければなりません。

資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定するもので、公営企業の健全度がどの程度の水準であるかを表します。資金不足比率が経営健全化基準を超えると、自主的な改善努力によって早期健全化を図らなければなりません。

2. 本村の財政状況(平成23年度決算)

山江村の平成23年度の健全化判断比率の各数値は、早期健全化基準を大きく下回っており、財政状況は健全な状態であると言えます。また、各公営企業会計の平成23年度資金不足比率も健全化基準を大きく下回っています。

(1) 健全化判断比率

項目	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
この指標で何が分かるの?	一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合	村の全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合	税金などの一般財源から支出した公債費と実質的な公債費を合わせた額の標準財政規模に対する割合	一般会計が将来返済しなければならない負債の標準財政規模に対する割合
早期健全化基準	15.0%以上	20.0%以上	25.0%以上	350.0%以上
早期再生基準	20.0%以上	40.0%以上	350.0%以上	—
山江村の算定結果	—(該当なし)	—(該当なし)	9.1%	8.2%
(参考)22年度	—(該当なし)	—(該当なし)	10.1%	18.2%

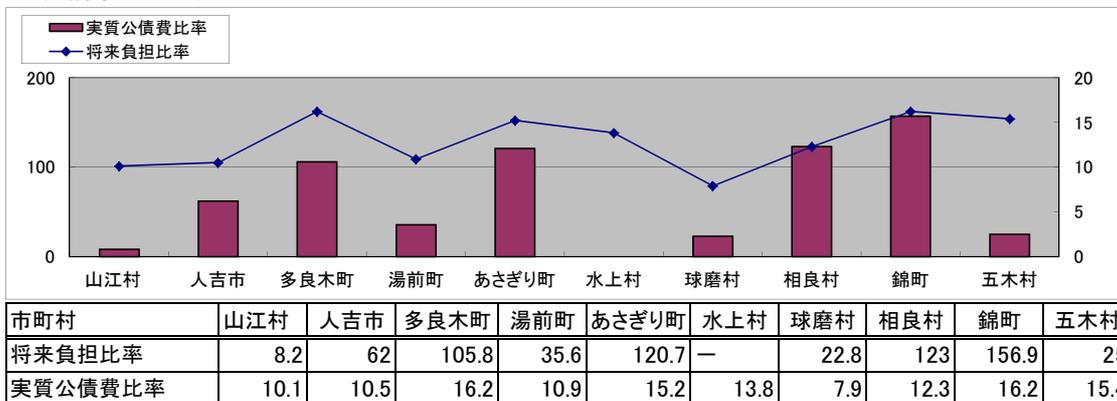
※赤字(不足額)がない(黒字の場合)は、「—(該当なし)」の表記となっております。

(2) 資金不足比率

項目	資金不足比率	
この指標で何が分かるのか?	公営企業会計(上下水道、工業用地)の資金不足額の事業規模に対する割合	
経営健全化基準	20.0%以上	
山江村の算定結果	簡易水道事業	—(該当なし)
	農業集落排水事業	—(該当なし)
	工業用地造成事業	—(該当なし)

※赤字(不足)額がない場合(黒字の場合)は、「—該当なし」の表記としています。

3. 近隣市町村の状況



※近隣市町村においては、平成23年度は未公表のため平成22年度(前年度)に基づく比例表となっております。

平成23年度山江村の決算の概要

1. 一般会計

歳入

平成23年度一般会計歳入合計額は
31億2,144万7,867円

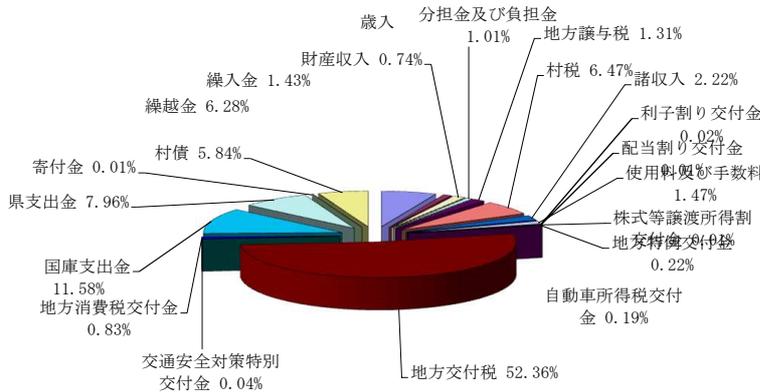
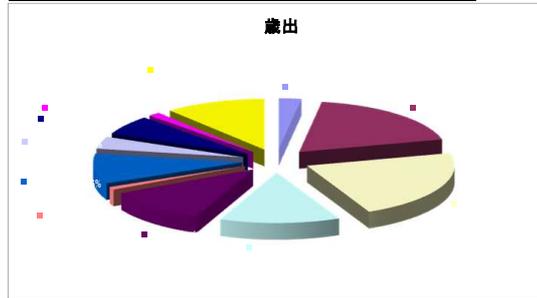
歳入科目	決算額(円)	歳入総額に対する割合	前年度比	分類	
村税	201,945,326	6.47%	3.4%	自主財源	
分担金及び負担金	31,588,333	1.01%	2.4%		
使用料及び手数料	45,912,620	1.47%	7.8%		
財産収入	23,020,515	0.74%	△11.0%		
繰入金	44,750,000	1.43%	237.3%		
繰越金	196,156,837	6.28%	12.8%		
諸収入	69,405,576	2.22%	190.4%		
地方譲与税	40,834,004	1.31%	5.6%		依存財源
利子割り交付金	478,000	0.02%	△30.8%		
配当割交付金	202,000	0.01%	9.2%		
株式等譲渡所得割交付金	63,000	0.01%	△21.3%		
自動車取得税交付金	5,903,000	0.19%	△11.2%		
地方特例交付金	6,757,000	0.22%	△5.8%		
地方交付税	1,634,349,000	52.36%	△0.7%		
交通安全対策特別交付金	1,130,000	0.04%	1.3%		
地方消費税交付金	26,051,000	0.83%	△4.2%		
国庫支出金	361,531,336	11.58%	△43.2%		
県支出金	248,570,420	7.96%	△21.3%		
寄附金	339,900	0.01%	70.8%		
村債	182,460,000	5.84%	△32.7%		
合計	3,121,447,867	100.00%	△9.7%		

※表中「前年度比」の算定方法※
(平成23年度決算額－平成22年度決算額)÷平成22年度決算額×100

歳出

平成23年度一般会計歳出合計額は
28億783万5,106円

歳出科目	決算額(円)	歳出総額に対する割合	前年度比
議会費	68,859,570	2.45%	35.6%
総務費	520,693,261	18.54%	△36.7%
民生費	621,845,511	22.15%	9.2%
衛生費	366,335,720	13.05%	27.1%
農林水産業費	309,946,457	11.04%	△10.8%
商工費	25,986,059	0.92%	△54.3%
土木費	268,519,600	9.56%	△36.2%
消防費	109,195,186	3.89%	△0.3%
教育費	172,035,131	6.13%	△29.2%
災害復旧費	36,224,756	1.29%	7886.1%
公債費	308,193,855	10.98%	△12.5%
合計	2,807,835,106	100.00%	△13.9%



2. 特別会計

事業区分	歳入		歳出	
	決算額(円)	前年度比	決算額(円)	前年度比
国民健康保険事業	541,138,782	14.6%	517,737,197	12.0%
簡易水道事業	297,304,262	△38.1%	269,233,911	△40.8%
農業集落排水事業	167,042,006	△9.6%	153,529,606	△11.1%
介護保険事業	410,984,969	10.1%	406,687,428	14.5%
後期高齢者医療事業	30,994,595	△0.2%	30,267,397	△0.5%
ケーブルテレビ事業	49,155,391	15.8%	36,364,037	31.0%
工業用地造成事業	10,444,181	△43.2%	8,140,676	△54.8%

※表中「前年度比」の算定方法※
(平成23年度決算額－平成22年度決算額)÷平成22年度決算額×100

3. 近隣市町村の決算状況

市町村名	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数
山江村	89.8	10.6	0.14
人吉市	107.1	10.5	0.44
錦町	94.7	17.7	0.37
多良木町	90.1	16.2	0.24
湯前町	92.4	10.9	0.16
水上村	81.4	13.8	0.16
相良村	94.2	12.3	0.18
五木村	95.7	15.4	0.18
球磨村	87.5	7.9	0.14
あさぎり町	86.3	15.2	0.24

※平成23年度は未公表のため、平成22年度(前年度)決算に基づく比率等となっております。

※用語の解説※

【経常収支比率】

・地方公共団体の財政構造弾力性(余裕)を示すものです。人件費、扶助費、公債費などにより毎年度必ず支払う経費を「経常的経費」といいます。また、村税や地方交付税などのように毎年常に入ってくる財源を「経常一般財源」といい、使い道が自由な経常一般財源から経常的経費に充てられる割合を経常収支比率といいます。この比率が低いほど自由に使える資金が多いこととなります。

【実質公債費比率】

・市町村の規模にふさわしい標準的な一般財源の額を「標準財政規模」といい、これに対する公債費の割合を「実質公債費比率」といいます。現在、村の借金(起債など)が妥当かどうかを判断する数値です。この数値が25%を超えると村債の発行が制限されます。

【財政力指数】

・地方公共団体の財政力を示すものです。1に近い、もしくは1より大きいほど財政に余裕があるといえます。